



栃木県公報

令和2(2020)年
3月31日(火)
第92号

目次

○予定保安林	291
○解除予定保安林	293
○生活保護法による指定介護機関の指定	293
○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	294
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	294
○救急医療機関の指定	295
○私立学校の廃止認可	295
○土地改良区定款変更の認可	295
○道路の区域の変更	296
○道路の供用開始	296
○土地区画整理組合の解散の認可	296
○栃木県収納代理金融機関の指定の取消し	297

公 告

○当せん金付証券の発売	297
○土地改良区役員の就任	298
○都市計画変更図書の写しの縦覧	299
○同	299

教育委員会

○天然記念物の指定	299
-----------	-----

監 査 委 員

○栃木県監査委員職務執行規程の一部改正	299
○栃木県監査委員監査基準の公表	300
○監査の結果に基づく措置状況の公表	303
○栃木県監査委員事務局規程の一部改正	306

調 達 等 公 告

○入札公告	306
-------	-----

告 示

栃木県告示第193号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市笹原田字善喜内633、634-1 から634-5 まで、635-1（次の図に示す部分に限る。）、635-2、635-9
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字善喜内634-1から634-5まで、635-1・635-2（以上2筆については、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市玉田町字大山1073-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市深程字岩下1730-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩下1730-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第194号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 解除予定保安林の所在場所
那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成 31 (2019)年 4月1日	株式会社慶叡智の里	那須町富岡780番地2	愛燦々ケアステーション	那須町富岡778番地87	訪問介護、居宅介護支援
平成 30 (2018)年 4月1日	有限会社日本メディカル	那須塩原市上厚崎581-3	センター薬局	那須塩原市高砂町3-4	居宅療養管理指導
令和 2 (2020)年 3月1日	有限会社 マスヤマメディカル	宇都宮市大和2丁目3番14号	スター薬局	足利市小俣町1792-15	居宅療養管理指導

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介護予防の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成 31 (2019)年 4月1日	株式会社慶叡智の里	那須町富岡780番地2	愛燦々ケアステーション	那須町富岡778番地87	介護予防訪問介護、介護予防支援

平成30 (2018)年 4月1日	有限会社日本メ ディカル	那須塩原市上厚崎 581-3	センター薬局	那須塩原市高砂町 3-4	介護予防居 宅療養管理 指導
令和2 (2020)年 3月1日	有限会社マスマ メディカル	宇都宮市大和2丁 目3番14号	スター薬局	足利市小俣町 1792-15	介護予防居 宅療養管理 指導

栃木県告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
令和2 (2020)年 2月15日	株式会社富士薬品	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町4丁 目383番地	セイムス上三川薬 局（上三川薬局）	河内郡上三川町上 蒲生2200	居宅療養管 理指導

(注) 表中の()内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変 更 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介護予防の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
令和2 (2020)年 2月15日	株式会社富士薬品	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町4丁 目383番地	セイムス上三川薬 局（上三川薬局）	河内郡上三川町上 蒲生2200	介護予防居 宅療養管理 指導

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第197号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

居宅介護事業者

廃止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和2（2020）年2月29日	有限会社かたくり	佐野市飯田町209-1	居宅介護支援事業所ぬくもり	佐野市若宮上町2-23サンライフ21若宮上B棟101	居宅介護支援

（保健福祉課）

栃木県告示第198号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

令和2（2020）年3月31日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	有効期限
佐野市民病院	佐野市田沼町1832番地1	令和2（2020）年4月1日から令和5（2023）年1月31日まで

（医療政策課）

栃木県告示第199号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、令和2（2020）年3月23日付けで、次のとおり私立学校の廃止を認可した。

令和2（2020）年3月31日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	設置者
伊東文化幼稚園	宇都宮市大和二丁目10番10号	学校法人伊東学園
清芳幼稚園	小山市大字中久喜字東深谷1221番地1	学校法人清芳学園
静林幼稚園	小山市大字喜沢199番地	学校法人伊沢教育会
聖アントニオ幼稚園	日光市下鉢石町969番地	学校法人北関東カトリック学園
氏家幼稚園	さくら市櫻野1745番地	学校法人氏家幼稚園

（こども政策課）

栃木県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2（2020）年3月31日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
那須疏水土地改良区	令和2（2020）年3月23日

（農地整備課）

栃木県告示第201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年3月31日から同年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 福原小川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
285	前	那須郡那珂川町浄法寺505-2 から 那須郡那珂川町浄法寺522-2 まで	6.1 ~ 21.8	543.3	
	後	那須郡那珂川町浄法寺505-2 から 那須郡那珂川町浄法寺522-2 まで	10.4 ~ 26.7	543.3	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那珂川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
319	前	那須郡那珂川町健武2400-1 から 那須郡那珂川町健武3574-4 まで	11.8 ~ 31.6	691.9	
	後	那須郡那珂川町健武2400-1 から 那須郡那珂川町健武3574-4 まで	11.8 ~ 31.6	691.9	

栃木県告示第202号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年3月31日から同年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
112	一般県道 雀宮停車場線	宇都宮市雀の宮1丁目350-1 から 宇都宮市雀の宮1丁目354-13まで	令和2(2020)年 3月31日
319	主要地方道 矢板那珂川線	那須郡那珂川町健武2399-1 から 那須郡那珂川町健武4535-2 まで	令和2(2020)年 3月31日

(道路保全課)

栃木県告示第203号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、真岡市長田土地区画整理組合の事業の完成による解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一
(都市計画課)

栃木県告示第204号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項の規定により指定した栃木県指定金融機関の取り扱い収納の事務のうち県税金及び県税外諸収入金の収納事務を取り扱う栃木県収納代理金融機関について次のとおり指定を取り消したので、同条第8項の規定により告示する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定を取り消した栃木県収納代理金融機関の名称
株式会社商工組合中央金庫
- 2 指定取消年月日
令和2(2020)年3月31日

(会計局会計管理課)

公 告

○当せん金付証券の発売

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、受託を希望する銀行等は、受託申請期限までに申請されたい。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 名称
第410回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
10億円、1,000万通
- 3 証券金額
1枚 100円
- 4 発売期間
令和2(2020)年7月1日から同月21日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 404,900,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 103,557,190円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 104,300,000円
- 9 受託申請期限
令和2(2020)年4月24日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

II

- 1 名称
第411回地域医療等振興自治宝くじ

- 2 発売総額及び通数
30億円、1,500万通
- 3 証票金額
1枚 200円
- 4 発売期間
令和2(2020)年9月9日から同月22日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 1,314,900,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 277,714,690円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 185,700,000円
- 9 受託申請期限
令和2(2020)年4月24日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

Ⅲ

- 1 名称
第412回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
20億円、1,000万通
- 3 証票金額
1枚 200円
- 4 発売期間
令和2(2020)年9月16日から同年10月13日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 950,000,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 191,565,000円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 118,000,000円
- 9 受託申請期限
令和2(2020)年4月24日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

(財政課)

○土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
荒川南部土地改良区	理 事		平野 正晴	那須烏山市小埜396		令和2(2020).3.16

(農地整備課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和2(2020)年3月10日に変更した、大田原都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和2(2020)年3月10日に変更した、大田原都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

教育委員会

栃木県教育委員会告示第三号

栃木県文化財保護条例(昭和三十八年栃木県条例第二十号)第三十一条第一項の規定により次の表に掲げる記念物を栃木県天然記念物に指定したので同条第二項において準用する同条例第四条第四項の規定により告示する。

令和二年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

名 称	種 別	所 在 地	所 有 者
大黒岩(含化石チャネル堆積物)	天然記念物	那須塩原市金沢字西山国有林三百六十九林班へ小班のうち約八六〇平方メートル	林野庁

(文化財課)

監査委員

栃木県監査委員告示第四号

栃木県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県監査委員

栃木県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示

栃木県監査委員職務執行規程(平成十二年栃木県監査委員告示第七号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(監査委員会議)</p> <p>第二条 監査委員は、地方自治法、地方公営企業法又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定めるもののほか、次に掲げる事項について、会議(以下「監査委員会議」という。)を開催し、合議を行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 監査(審査及び検査を含む。以下同じ。)の計画に関すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 監査委員会議は、代表監査委員が主宰する。</p> <p>5 略</p> <p>(代表監査委員の職務)</p> <p>第三条 代表監査委員は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>一 監査委員会議の招集の通知に関すること。</p> <p>二 監査の実施計画の策定及び執行通知に関すること。</p> <p>三 監査委員の事務を補助する職員による調査の結果報告の受理に関すること。</p> <p>四 監査専門委員に関すること。</p> <p>第四条 略</p>	<p>(監査の実施)</p> <p>第一条 監査委員の監査(審査及び検査を含む。以下同じ。)は、別に定める基準に基づき実施するものとする。</p> <p>(予備監査)</p> <p>第三条 監査委員は、監査を実施するに当たっては、書記に命じて事前の調査(以下「予備監査」という。)を行わせることができる。</p> <p>(監査委員会議)</p> <p>第四条 監査委員は、地方自治法、地方公営企業法又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定めるもののほか、次に掲げる事項について、会議(以下「監査委員会議」という。)を開催し、合議を行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 監査の基本方針及び計画に関すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(代表監査委員の職務)</p> <p>第五条 代表監査委員は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>一 監査の日程作成及び執行通知に関すること。</p> <p>二 予備監査の実施計画の策定及び結果報告の受理に関すること。</p> <p>第六条 略</p>

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第1項の規定に基づき、栃木県監査委員監査基準を策定したので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県監査委員	五月女	裕久彦
同	阿部	博美
同	金井	弘行
同	平野	博章

栃木県監査委員監査基準

栃木県監査委員監査基準(以下「本基準」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に基づく監査基準として、法、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の規定により栃木県監査委員(以下「監査委員」という。)が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の基本原則を定める。

第1章 総則

(監査、検査、審査及びその他の行為の目的)

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、知事等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等(以下「監査等」という。)は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること
 - (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること
 - (3) 財政的援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
 - (4) 例月現金出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
 - (5) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
 - (6) 基金運用状況審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
 - (8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨を鑑みて実施する。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行しなければならない。

2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持しなければならない。

3 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行しなければならない。

4 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(専門性)

第4条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努める。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員(以下「事務局職員」という。)に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力

の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせる。

(質の管理)

第5条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するにあたり求められる質を確保しなければならない。そのために、事務局職員に対して、適切に指揮及び監督を行わなければならない。

第3章 実施基準

(監査計画)

第6条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、組織目的の達成を阻害する要因(以下「リスク」という。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定する。

2 監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定める。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて監査計画を修正する。

(リスクの識別・評価及び対応)

第7条 監査委員は、監査等(内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第16条第2項において同じ。)の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施する。

(内部統制に依拠した監査等)

第8条 前条のリスクの内容及び程度を検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断する。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行う。

(監査等の実施手続)

第9条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施する。

2 監査委員は、監査等の結果を形成するため、事務局職員に命じて、調査を行わせることができる。

(監査等の証拠入手)

第10条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手する。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、必要に応じて監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手する。

(監査調書等の作成及び保存)

第11条 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存する。

(指導的機能)

第12条 監査委員は、第1条の目的を果たすため、監査等を実施する過程において、必要に応じて、指導又は助言を行う。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行う。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第14条 代表監査委員は、監査委員の意見を聴いて、監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図る。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第15条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事等に提出する。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

- 3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出する。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出する。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載する。

- (1) 本基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の実施内容
 - (5) 監査等の結果
- 2 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載する。

(合議)

第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事等に提出するとともに公表する。

(公表)

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表する。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表する。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求める。

附 則

本基準は、令和2(2020)年度に実施する監査等から適用する。

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県監査委員	五月女	裕久彦
同	阿部	博美
同	金井	弘行
同	平野	博章

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
総務事務センター	令和元(2019)年11月5日	給与事務のうち、勤勉手当において、傷病休暇に伴う除算期間を誤ったことから、過支給となっているものが1件79,994円、支給不足となっているものが1件20,796円あった。	令和元年10月例月給与処理において、過支給についての返納処理及び支給不足についての追給処理を行いました。 現在、各所属において登録された手当等の内容を確認する際は、担当のダブルチェックを実施しているところですが、今後は、ダブルチェックの際に在課年数の長い職員を組み合わせ、より一層入念に作業を進めることとしました。 また、総合庶務事務システム上に蓄積している休暇等のデータを活用した自己点検や、毎月全所属に送付している給与事務に係る通知についても、更なる改善の方法を検討していきます。
鹿沼土木事務所	令和2(2020)年1月24日	工事事務のうち、快適で安全な道づくり事業費(補助)に係る標識設置工事の設計積算において、現場管理費の対象額の計上を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件324千円あった。	設計積算に当たっては、適用する積算基準に基づく現場管理費の対象額が適正に計上されるよう、工事費積算チェックリストを改訂し、積算体制及び検算体制の強化を図り、再発防止に努めます。 加えて、所内の技術調整会議等において周知を継続的に行い、適正な事務執行に努めます。
大田原土木事務所	令和2(2020)年1月24日	工事事務のうち、砂防施設づくり事業費(補助)に係る砂防堰堤工事の設計積算において、共通仮設費及び現場管理費の対象額の計上を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件1,501千円あった。	設計積算に当たっては、共通仮設費及び現場管理費の対象額を適正に確認すべく、所内の違算防止のワーキンググループ・所内技術調整会議等において、検算チェック体制の改善、積算チェックリストの改訂を図り、再発防止に努めます。
		工事事務のうち、砂防施設づくり事業費(補助)に係る地すべり対策工事の設計積算において、吹付砕工の施工規模加算の適用を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件918千円あった。	設計積算に当たっては、吹付砕工の施工規模の適用条件等を適正に確認すべく、所内の違算防止のワーキンググループ・所内技術調整会議等において、検算チェック体制の改善、積算チェックリストの改訂を図り、再発防止に努めます。
烏山土木事務所	令和2(2020)年1月24日	委託事務のうち、砂防施設づくり事業費(補助)に係る地質・土質調査業務委託の設計積算において、モノレールの架設・撤	設計積算に当たっては、当初設計時に作成する設計積算チェックリスト(地質調査業務)項目の表現を分かり易く修正するとともに、

		去費等の計上を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件766千円あった。	所内技術調整会議等の議題として検討を図り、所内技術職員への情報共有を行い、再発防止に努めます。
安足土木事務所	令和2(2020)年1月24日	工事事務のうち、快適で安全な道づくり事業費(補助)に係る道路改良工事の設計積算において、土砂の運搬距離区分を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件410千円あった。	設計積算に当たっては、複数職員によるチェック体制はもとより、チェック担当者毎のチェックする視点を明確化することにより、機能強化と効率的な執行を図ります。加えて、誤りの多い事例等については、チェックリストにまとめ、所内の技術調整会議等において、周知を継続的に行うことにより再発の防止に努めます。
真岡土木事務所	令和2(2020)年1月29日	委託事務のうち、砂防施設づくり事業費(補助)に係る地質・土質調査業務委託の設計積算において、モノレールの機械器具損料等の計上を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件291千円あった。	設計積算に当たっては、適用する積算基準に基づき適正に計上されるよう、業務委託費積算チェックリストを改訂し、積算・検算・決裁の各段階においてチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。加えて、所内の技術調整会議等において周知を継続的に行い、適正な事務執行に努めます。
宇都宮商業高等学校	令和元(2019)年11月19日	給与事務のうち、勤勉手当において、出産休暇の期間を除算の対象としたことから、支給不足となっているものが1件195,020円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理しました。今後は、再発防止対策として、関係法規を再確認し、複数の職員による確認を行う等チェック体制を強化し、適切な事務執行に努めます。
河内教育事務所	令和2(2020)年2月4日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定を誤ったことから、支給不足となっているものが1件116,332円あった。	支給不足分については、追給処理を行いました。今後は、複数職員による点検・確認のチェック体制を一層徹底します。また、小中学校事務職員への事務指導を徹底する等、適切な事務執行に努めます。
鹿沼商工高等学校	令和2(2020)年2月20日	給与事務のうち、扶養手当等において、支給の終期を誤ったことから、過支給となっているものが2件173,316円あった。	過支給分については、返納処理を行いました。今後は、出納員と事務担当者の給与事務に関する理解をさらに深め、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。

栃木県監査委員訓令第1号

栃木県監査委員事務局

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県監査委員

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

栃木県監査委員事務局規程(平成十二年栃木県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表一の項を次のように改める。

1 訓令、告示及び公告に関する事務	1 訓令の軽易な改廃	○				
	2 告示及び公告の制定改廃(重要なものを除く。)	○				

別表七の項を次のように改める。

7 会計年度任用職員、臨時又は非常勤の嘱託員等に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料及び報酬の決定		○			
	2 会計年度任用職員の育児休業、育児休業期間の延長及び部分休業の承認		○			
	3 臨時又は非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者の委嘱及び解嘱等		○			

別表九の項第八号を次のように改める。

8 職員の営利企業従事の許可					
(1) (2)に掲げる職員以外の職員(事務局長及び課長を除く。)に係るもの	○				
(2) 会計年度任用職員に係るもの		○			

別表十の項を次のように改める。

10 監査に関する事務	1 監査の実施計画の策定及び執行通知	○				
-------------	--------------------	---	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和2(2020)年度県議会広報紙「県議会とちぎ」新聞折り込み業務委託
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3(2021)年3月31日まで
- (4) 履行場所 栃木県議会事務局が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、折込広告の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和2(2020)年4月14日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県議会事務局政策調査課 電話028-623-3772
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和2(2020)年4月14日午前11時 栃木県議会議事堂4階第2委員会室
- (3) その他 入札説明書は、令和2(2020)年3月31日から同年4月13日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
 - ア 最低制限価格の有無 無
 - イ 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局政策調査課)